

台湾人による地方自治構想の知的基盤としての近代的政治学

—日本統治期植民政策の消化と応用の過程に注目して—

野口真広

早稲田大学 地域・地域間研究機構 次席研究員

はじめに

植民政策研究は、戦前の日本においては世界の植民地統治技術を吸収する学問として発達したとされる。これに対して、本報告は、第一次世界大戦後においては、台湾人運動家が帝国秩序の再編を試みるための政策提言の学問として活用していたことに着目する。そこから、植民政策を植民地の自律化に活用するという発想がかつてあったことを論じる。

第二次世界大戦後、植民政策研究は消滅した。矢内原忠雄が国際経済論の専門家になったように、旧植民政策の研究は国際関係論や国際政治、地域研究へ部分的に吸収されていった¹。その結果、戦後の植民政策研究は植民地史という歴史家の仕事となっている。ほとんどの場合、倫理的な植民地支配への批判、民族差別、日本の政治経済構造の検証の材料として、植民政策は研究されている。『岩波講座 近代日本と植民地』のシリーズが、それらの問題関心を代表しているといえるだろう。

これに対し、英国の植民地研究では大英帝国内での本国と植民地との水平的な関係についての研究が進んでいる。Elleke Boehmerは、アジア人として1913年に初めてノーベル文学賞を受賞した詩人のタゴールと、同じく1924年にノーベル文学賞を受賞したアイルランドの詩人イエイツとの知的な交流などの事例を研究している²。ボマーは、愛国主義の相克ではない形で英国文化と植民地の文化とのハイブリットな協調的進歩性を見出す。他にもインド植民地政治の支配・被支配関係の政治関係に、相互影響関係があったことをANINDITA GHOSHが『Claiming the City』³が論じている。本報告では、日本統治下の日本でも大学研究者と民族運動家の間に対等な相互影響関係があった可能性を探求したい。その際、台湾人の楊肇嘉と永井柳太郎、浅見登郎を中心に分析する。

1. 第一次世界大戦後の植民地政策の転換

第一次世界大戦後、植民政策は自治運動を受けて変化した。だからこそ、運動側も支配側も様々なチャンネルを通じて植民政策に関する研究情報を収集する。その際に特に大英帝国の植民政策に関する情報が先進事例として注目された。

日本帝国側は現地出張調査のほか、英国政府機関や植民地政府からの情報収

集が可能である。これらは外交文書、総督府の調査報告資料に含まれる⁴。植民地人は、刊行された上記の統治側の資料に加え、楊肇嘉ら留学生のように内地の大学での学習や研究会が特に重要な参照ルートである。他には内外新聞記事・論説もある。実際、『台湾民報』、『東亜日報』の民族系新聞には、英国のインドやアイルランド支配、英帝国会議（インド及び自治領の植民地代表の会議）についての記事や論説が掲載されている。他に注目に値するのは、台湾人運動家の中心人物であった林献堂が、1年かけて英米を中心に欧州を漫遊したことを『台湾民報』に掲載したことである。この時、オクスフォード大学に在籍中だった長男の林攀龍と同行している⁵。運動の中心人物が英国社会を学び、息子を英国へ留学させるのは、日本の岩倉遣欧使節団を彷彿とさせる。

台湾人は内地留学生や在留運動家を中心にして1920年に新民会を形成し、民族系雑誌を刊行しつつ、台湾議会設置請願運動や植民政策研究を進めていた。その中で植民政策の知識を学び、共有していった。実際、1920年の『台湾青年』2巻では、林呈禄が「近世植民地統治に関する対人政策」という論考の中で、植民政策の知識を本誌で共有したいと述べている⁶。林呈禄は、同論考の中で自治制度に触れ、英国の植民政策を高く評価し、「最も進歩した理想的統治形式」⁷と述べている。新民会の活動には、出版活動のほかにも定例研究会があり、そこには招聘講師として日本の研究者やジャーナリストを招くこともあった。

2. 統治技術の着眼点の比較 楊肇嘉と浅見登郎・永井柳太郎

新民会では、研究のために文庫を作っていた。雑誌類や資料集類なども含むため、正確な冊数は分からないが、種類ごとに分類すると、その蔵書は130種ある。これらの蔵書を分類し、新民会の蔵書の活用方法を推定してみたい。

その際、運動家の研究面・運営面での中心した楊肇嘉の人脈に注目し、植民政策の中でも行政政策に注目する。購入書籍一覧からは、英国の植民地統治技術の摂取の痕跡が窺うことができる。定例会への招聘講師としては、矢内原忠雄、浅見登郎の名前が挙がっているが、彼等の知的背景には英帝国の影響がある。矢内原忠雄は、東大就任後すぐに英国へ留学している。独学が基本であり、大英博物館附属図書室へ通い詰めたという⁸。早稲田大学の永井柳太郎は、英国オクスフォード大学に通い、エジャートン教授に学び、その著書を翻訳した⁹。浅見登郎は、昭和初期に早稲田で植民政策を講義した人物だが、コロンビア大学留学時にマクベーン教授から行政学を学んだ。

矢内原忠雄『植民政策講義案』（有斐閣 1924）、『植民及植民政策』（有斐閣 1926）『植民政策の新基調』（弘文堂書房 1927）永井柳太郎『植民原論』（巖松堂書店 1921）は新民会の購入書籍一覧に掲載されている。永井柳太郎が訳したエジャートン『英国殖民発展史』は、原文のH. E. Egerton, *British Colonial Policy*

in 20th Century. が購入されている。浅見の書籍『日本植民地統治論』（巖松堂1928）については、購入記録はないが、『外交時報』（昭和4年8月1日）で楊肇嘉が書評「日本植民地統治の立体的考察—浅見教授の著作を読みて—」を寄せているため、入手しているはずである。

【新民会購入書籍①】¹⁰

分類	内容	具体例	点数
植民問題 (A)	植民政策研究書のうち一般刊行物	矢内原忠雄『植民及植民政策』、永井柳太郎『植民原論』、ケプナー/塩沢昌貞 [訳]『植民政策』、松岡正男『植民新論』、持地六三郎『日本植民経済論』	19 冊
植民問題 (B)	植民政策研究書のうち公的機関刊行物	吉村源太郎『英蘇併合論』、貴族院事務局『アルゼリに於ける行政エルサス、ロートリゲン制度 印度の行政財政』、拓殖局『欧州諸国の拓殖行政』、外務欧米局『印度政情』	11 冊
台湾関係文献 (A)	台湾総督府および関係機関の政策・報告書類	内閣記録課『台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律其ノ沿革並現行律令』、臨時台湾旧慣調査会『台湾旧慣調査事業報告』、同『臨時台湾旧慣調査会第二部調査経済資料報告』、同『清賦一斑』	20 冊
台湾関係文献 (B)	台湾史関係刊行物	台湾銀行『台湾銀行二十年誌』、伊能嘉矩『台湾誌』、本郷実・佐藤四郎『台湾植民発達史』、台湾総督府官房文書課『台湾十年間之進歩』	19 冊
台湾関係文献 (C)	糖業政策関係書	宮川次郎『台湾糖業の批判』、木村増太郎『日本之糖業』、中川虎之助『糖業政策参考書集』、総督府『爪哇之糖業』	9 冊
其他雑誌	短期または単行雑誌	東亜同文会『支那経済全書』、長崎高等商業学校研究館『商業と経済』、馬場鏝一『憲法政治の理論と実際』、東京商科大学商学研究編輯所『商学研究』	20 誌
雑誌	定期刊行雑誌	中央公論社『中央公論』、改造社『改造』、南洋協会『南洋協会雑誌』、政教社『日本及日本人』、協調會『社会政策時報』、外交時報社『外交時報』、東洋協會『東洋』	17 誌

【新民会購入書籍②】

分類	内容	具体例	点数
英字文献	植民政策研究書	Reinsch, Paul Samuel, "Colonial Administration."	15 冊

		Egerton, Hugh Edward, " British Colonial Policy in 20th Century."	
		Knowles, Lilian Charlotte Anne, " The Industrial & Commercial Revolution in Great Britain During the 19th Century."	
		Babu, Prasad, Rajendra, "Young India."	

永井柳太郎（1881－1944）¹¹は、大正・昭和期の政党政治家。石川県金沢に生まれる。同志社、関西学院を経て、1905年（明治38）早稲田大学大学部政治経済学科を卒業後、イギリスのオックスフォード大学マンチェスター・カレッジに留学。伝記『永井柳太郎』によれば、本来は神学研究のために渡英したはずだが、政治家志望であるためエジャートン教授に学んだとある¹²。永井はエジャートンに心酔し、著書も翻訳している。エジャートン教授もまた永井を「家族同様に愛した」という¹³。永井の留学経験は、英国をモデルとした「個人と社会との調和」を求める思考を養った。半面、寄宿舎生活でのいじめなどもあって「有色人種への差別意識への反感」も抜きがたく身に着くことになった¹⁴。

1909年より1917年（大正6）まで早稲田大学で教鞭をとった。1920年郷里より憲政会所属衆議院議員に初当選した。外務参与官、外務次官を経て、1931年（昭和6）立憲民政党幹事長に就任。ついで党代表として翌1932年に斎藤実内閣の拓務大臣、1937年に第一次近衛文麿内閣の通信大臣、1939年に阿部信行内閣の通信大臣兼鉄道大臣を歴任した。1940年発会の大政翼賛会では常任総務、東亜局長などに就任した。

永井の植民政策の特徴として、英国を最も成功した事例としてモデル化し、そことの差異から政策の当否を分析するという特徴を見ることができる。そして、第一次世界大戦後の植民地支配の変化、自治への理解という点でも大正デモクラットらしい柔軟な発想を持っている。例えば、大正11年9月22日の自由討究社主催朝鮮問題講演会に於ける植民政策演説では、以下のように植民地と本国が「共存共栄」¹⁵すべきであるという主張をしている。

永井への評価としては、「内に民権、外に帝国主義」という民本主義者の限界を批判されることが多い¹⁶。しかし、永井の植民政策は、同時代的な世界の変化を参照しつつ、多様な自治を想定するという特徴も持っている。彼は朝鮮人が「日本人と共に研究し、共に思想の討議をするやうにならなければ、政府の所謂一視同仁の精神は徹底しない。¹⁷」とも、上記の演説で述べている。台湾人がどう永井の著作を読むのかによって、永井の思想にある限界を突破する可能性は残されているのではないか。

浅見登郎（1895－1931か）は、群馬県多野郡の浅見喜代蔵の息子。喜代蔵は

多野郡の参事会員や議長を務める有力者であった¹⁸。浅見は、早稲田大学政治経済学部を1920年に卒業後、アメリカのコロンビア大学へ留学し、1924年に博士学位を取得している。1927年3月2日の『読売新聞』に「國觀画伯令嬢 浅見早大教授と結婚」の記事がある。浅見の没年は未詳だが、昭和6年度に早逝したことは学部時代の恩師であった鹽澤昌貞が『早稲田学報』で追悼文を寄せていることから分かる¹⁹。浅見は、早大で植民政策を講じるとともに、松田源治拓相の拓務懇談会の委員となり政策提言も行った²⁰。マクベーンは都市行政学の専門家であったのに対し、浅見は日本の植民地行政学を専門としていた。法社会的な視点という点では両者は共通している。

浅見の指導教授であったハワード・リー・マクベーン(Howard Lee Macbain、1880-1936)は、スコットランドからカナダへ移住した父親と、バージニア州リッチモンド出身の母親との間で1880年カナダ・トロントに生まれた。1907年コロンビア大学より博士の学位を受ける。以後、ジョージ・ワシントン大学、ウイスクンシン大学等を経て、1913年には都市行政論の准教授としてコロンビア大学へ赴任した。浅見はマクベーンの指導の下、1924年にコロンビア大学で「JAPANESE COLONIAL GOVERNMENT」で博士を取得している。マクベーンは、『THE LIVING CONSTITUTION』²¹で知られる法学・行政学の大家であるだけでなく、ニューヨーク市において、州法会議委員や教育委員会委員、憲章改定委員会委員長を務めたほか、キューバ大統領に招かれて選挙法草案を作成するなど行政の実務にも関わった²²。また、第一次世界大戦後の欧州の憲法改革にも関心を持ち、『New constitutions of Europe』(井出菊江 譯『歐洲新憲法論序説』1926。原典は1922年。)を出版している²³。

楊肇嘉が残した資料を分析する前に、簡単に楊肇嘉について紹介したい。楊肇嘉(1892-1976)²⁴は台中清水の人で、地主であった養父を継いだ地方名望家である。1926年に早稲田大学専門部政治経済学科に入学し、1929年に卒業している。在学中は内地での台湾人民族運動の指導者の一人ともなっている。戦前戦後においても地方自治運動を推進した政治家である。一言で言えば、台湾自治の指導者となるだろう。卒業後も、早稲田大学との縁は続き、台湾における稲門会の二代目会長でもある。彼は、戦後に台湾が中華民国に復帰した後、1950年から1953年まで台湾省の民政庁長を務めている²⁵。

楊肇嘉が残した資料には、新民会の定例会の簡単な議事録や議案をまとめたものがある。毎月の定例会はほぼ毎回、楊肇嘉の在京の自宅で開催され、20名前後が集まって議論していたことが分かる。新民会の活動の1つとして、新民会文庫の設置がある。同文庫は、1925(大正十四)年に林献堂、楊肇嘉が「台湾及殖民地問題之漢和洋各種図書百余卷」を集めたことが始まりであり、その後は会の費用から購入費が支出されるようになった²⁶。

1929年1月7日の新年会を兼ねた定例会では、矢内原忠雄のほかに会員24名が参加し、矢内原は「社会運動と人格的問題」という内容の講演を一時間行った。一九二九年七月七日には、小村俊三郎、浅見登郎両名の他に会員15名が参加し、小村が「人生観と世界観並論及台湾、中国、朝鮮対日本的関係」について講演し、それを受けて浅見が台湾についての感想を述べている。

1929年11月24日の年度定期総会記録によれば、専務理事である楊肇嘉は「在研究的方面得林献堂、田川大吉郎、矢内原忠雄、小村俊三郎諸先生の指導獲益也算不少、吾人在此应对他们郑重地表个谢意。²⁷」と報告している。知の継受ルートとして、蔡培火を通じた矢内原忠雄、早大人脈での永井と浅見が考えられる。

楊肇嘉と浅見の関係については、『外交時報』（昭和4年8月1日）に掲載された、浅見登郎の論文「拓務省の新設と朝鮮の地位」、楊肇嘉の書評「日本植民地統治の立体的考察—浅見教授の著作を読みて—」から確認できる。書評からは、浅見が植民地議会に対する長期的且つ漸進的な進展を想定しているのに対して、楊は植民地人の自主的な努力によって強力な自治が望ましいと考えていることが分かる。植民政策の改善スピードにおいては両者に関きがあるものの、方向性はかなり近い。『六然居典藏』の資料には、大学新聞の切り抜きで浅見の拓務省論評「拓務省の新設に際して（上）」（昭和4年6月27日）も残っている。地方自治運動を中心になって進めていく楊肇嘉にとって、浅見の植民行政の知見は大いに参考になるものだったと考えられる。

楊肇嘉は、台湾議会設置請願運動が挫折した後、総督府レベルでの議会設置を先送りし、まず地方レベルの機関での自治権の拡大を求める戦略に切り替えている。その時、なぜ自治権の拡大が必要なのかをまとめて冊子を刊行して内地世論に働きかけている。そこで、まず浅見の植民行政の特徴を以下に分析し、それが楊肇嘉たちの自治権拡大の運動とどのような影響関係にあるのかを検討したい。

植民地政策は行政学の一部で特別行政と称してもよろしい。…経済的關係を抜きにしても其の植民地が成立し又其価値も無くならぬ植民地があるけれども、統治關係を抜きにしては何れの植民地も第一植民地たるの本質がなくなつて終ふものである。植民地が植民地たるの所以は全く其地域に行はるる統治権の性質と其作用如何にある。²⁸

浅見登郎『日本植民地統治論』（1928）は、植民行政の安定のために英帝国の例を念頭に置きながらかなり大胆な提言も行っている。それは第一次世界大戦後の英帝国の植民地行政が実態としてほぼ独立に近い状態となった場合にも備

えて、大英帝国の植民地、自治領がゆるやかに連帯する道を模索していたこととも関係する。英帝国の自治植民地について、浅見は「従属」よりも「平等」性に注目している²⁹。英国における帝国会議のような水平的な関係がなぜ英帝国では生れるのか。それは、そもそも垂直的な英帝国がすべての地域を統合するような機能を持つことが不可能であるという事実によっている。浅見のコロンビア大学時代の指導教授だったマクベーンは、第一次世界大戦後の大英帝国について、「地球上の人口の四分の一に当る人類の、安寧秩序及善政に対して、責任を負ふものである。近年議会在が負ふ處の荷は、殆ど堪え難」³⁰いと述べ、大英帝国全体を本国議会在が支配するのは無理であり、各自治領の自治は必然であると考へた。

では、浅見自身は大英帝国についてどのように語っているか。浅見は、本国の議会在とは別に英国が「英帝国議会在 (Imperial Conference)」³¹という仕組みを持ち、「各植民地の大官と植民地人中の代表的人物や植民地に関する学者を毎年一回中央政府に相会せしめ植民地問題に関する意見の交換、調査、答申、建議等」をしている仕組みに注目する。日本もすでに「予算の編成や各植民地館長と中央官庁との事務連絡」をしているのだから、英帝国議会在を参考にすべきであると論じる。浅見の日本植民地分析は頗る歯切れが良い。浅見は植民政策を統治の実状から見れば、「専制か自治制か」の二種類しかないと云う。したがって、「日本の植民地は全部専制植民地の中に入れることができる。簡単ではあるが此の分類の方が如何にもよく植民地の地位を表はし又其統治の内容をも指示し得ると思ふ。」³²と述べる。

英国でも植民地行政機関の政治を監督するため、本国に印度省が置かれている。日本も同様に総督の専制政治を抑制するためには、何かしらの対応が必要である。浅見は拓殖に関する中央行政機関を求める。しかし、それは専制の抑制という手段の一つであり、植民地議会在でも構わない。実際、本書の中で浅見ははっきりと植民地議会在の必要を訴えている。

朝鮮及台湾に関してはなるべく早く議会在を設けたいものである。…

一体内地人は植民地の事情に暗く之が予算や法律案を本国で議することは甚だ面白くない。

又朝鮮、台湾兩代表が常に本国と殖民地間の利害相反する問題を引提げて議場に戦ふ時は母国民と植民地人間の感情を激発するのみである。…植民地自体に関する問題は植民地に於て自治せしむべきである³³。

浅見の植民地政治の抑制と帝国の安定という発想、そしてその方法としての議会在設置や植民地専門の行政機関の設置という論理は重要である。楊肇嘉ら地

方自治連盟は、これ以後に積極的に植民地自治案や政策案を提言していく³⁴。その中から一例として『台湾地方自治制改革案』（台湾地方自治連盟 1930）を取り上げる。この資料は楊肇嘉が編輯兼発行人となっている。その体裁はまるで自治制改革法案であり、「地方自治制改革趣旨」、「台湾地方自治制改革大綱」、「台湾地方自治制改革要綱」、「希望事項」からなっている。現在の官庁でも5点セットと呼ばれる法案資料一式があり、要綱、法律（政令）案、理由、新旧対照表、参照条文をまとめたものからなる。5点セットは、報道機関や国会提出等外部向けの基本形である。体裁からして楊肇嘉らは法案を意識していることが分かる。その冒頭は以下のような文言で始まる。

台湾地方自治制改革趣旨

惟フニ立憲政治ノ要諦ハ輿論ヲ尊重シ人民ヲシテ政治ニ参与セシムルニ在リ。…抑々地方自治ハ立憲政治ノ基礎的要件ニシテ地方ノ事情ニ詳シク且ツ利害関係ノ密接ナル地方民衆カ該地方ノ公共事務ノ運用ニ参与シ以テ政治的責任觀念ノ涵養ト其ノ訓練ヲ為スコトハ立憲政治ニ到達スヘキ理想的捷徑ナリト謂フヘシ。試ミニ英国憲政發達ノ原因及ヒ其ノ経路ヲ見レハ益々斯ル感ヲ深くセスンハアラス。³⁵

まるで日本政府を論ずるように、治国の要諦を説き、浅見の意見と同じく「植民地自体に関する問題は植民地に於て自治せしむべき」という考えの下で、「英国憲政」も引き合いに出しながら、日本の憲政發達を促すためであるという理想を語っている。

おわりに

本報告では、楊肇嘉の知的な背景を概観し、大英帝国の政策との関係を考察した。植民政策の理論を支配者側ではなく、被支配者側が自分のものとしていく過程を検証した。ここから見えてきたのは、本当の立憲政治のために帝国こそ変わるべきであると論じる新たな知性の誕生である。

¹ 若林正文「解説」『矢内原忠雄「帝国主義下の台湾」精読』（岩波書店 2001）。酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』（岩波書店 2007）、木畑洋一「植民政策論・国際関係論」『矢内原忠雄』（東京大学出版会 2011）。また、若林は、『台湾抗日運動史研究』のなかで、大正デモクラットたちの意見を分析する際に、大英帝国の植民地支配を引き合いに出している。しかし、植民地統治構想の変遷とそれらの意見の関係性については十分な指摘がない。『台湾抗日運動史研究』（研文出版 2001） p.74。

² Elleke Boehmer, “*Empire, the national, and the postcolonial, 1890-1920: resistance in interaction*” Oxford; New York: Oxford University Press, 2002., その他に木畑洋一『大英帝国と帝国意識』（ミネルヴァ書房 1998）、山本正・細川道久『コモンウェルスとは何か』（ミネルヴァ書房 2014）でも、英国内の植民地と本国との水平的な関係性に注目し

ている。

- ³ ANINDITA GOSH “*Claiming the City: Protest, Crime, and Scandals in Colonial Calicutta C.1860-1920*” Oxford; India: Oxford University Press, 2016.
- ⁴ 例えば、吉村源太郎『愛蘭問題』（拓殖局 1919）、『印度統治改革問題』（拓殖局 1919）、『印度ノ国民運動』（拓殖局 1920）、『愛蘭及埃及問題ニ就テ』（拓殖局 1922）、時永浦三『米國ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書』（朝鮮総督府警務局 1921）、『英国ト自治領、印度、殖民地等トノ法律的關係』（外務省調査部、昭和 10 年）などが確認される。
- ⁵ 周婉窈『海洋與殖民地臺灣論集』（聯經出版事業有限股份公司 2012）p.316。林攀龍は 1925 年に東京帝国大学法学部を卒業し、同年 9 月にオクスフォード大学へ入学して宗教学や哲学を学び、1928 年 11 月に卒業。見聞録だけでなく、林献堂は日記を残している。日記には、インドやスコットランド、アイルランドといった英帝国の植民地支配についての言及も多い。林献堂『灌園先生日記（一）1927 年』（中央研究院台湾史研究所籌備所・中央研究院近代史研究所 2000）。
- ⁶ 林呈禄「近世植民地統治に関する対人政策」『台湾青年』第 2 巻の第 1 号（1920）p.20
- ⁷ 同上、p.24。
- ⁸ 福田秀一「矢内原忠雄の留学日記」『国際基督教大学学報. III-A, アジア文化研究』27（国際基督教大学 2001）p.219-220.
- ⁹ 永井柳太郎訳・エジャートン著『英国殖民発展史』（早稲田大学出版部 1909）。
- ¹⁰ 購入図書一覧には、浅見登郎、山本美越乃、泉哲、安部磯雄なども見当たらない。林呈禄と泉哲の関係や、楊肇嘉と浅見登郎の関係を考えてみれば、個人的には読んでいはずであり、新民会文庫に所蔵されていなかっただけと考えるべき。新民会は在京の留学生や元留学生から構成されているので、個人的に購入したり、あるいは図書館などで借りていたことも想定できる。新民会の蔵書目録が無いので、全体の蔵書量や書誌名は不明。また、購読していた雑誌もあるので、論文という形で専門家の研究や議論を研究していたことも考えられる。
- ¹¹ 「永井柳太郎」『日本大百科全書(ニッポニカ)』Japan Knowledge Lib.2016年3月30日アクセス。
- ¹² 『永井柳太郎』編纂会『永井柳太郎』（勁草書房 1959）p.69.
- ¹³ 同上書、p.75。
- ¹⁴ 朴羊信「永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－」『北大法学論集』第 43 巻 第 4 号（北海道大学法学部 1992）p.785。
- ¹⁵ 永井柳太郎「共存共栄の大帝国」『永井柳太郎氏大演説集』（大日本雄弁会 1924）p.147。
- ¹⁶ 宮本又久「民本主義者としての永井柳太郎--早大教授時代」『岡山大学教養部紀要』（2）、（岡山大学教養部 1966）、岩本典隆「永井柳太郎の政治思想」『歴史学研究』（642）（歴史学研究会 1993）、池田 徳浩「大正デモクラシー期における永井柳太郎の国際主義」『専修法研論集』（26）、（専修大学大学院学友会 2000）など。
- ¹⁷ 『永井柳太郎氏大演説』p.151。
- ¹⁸ 多野群教育会「第 8 章郡治」『群馬県多野郡誌』（歴史図書社 1975）p.187-194。
- ¹⁹ 鹽澤昌貞「浅見教授を悼む」『早稲田学報』（1932 年 4 月）P.58。
- ²⁰ 拓務省『拓務懇談会速記録』（拓務省 1929）。
- ²¹ HOWARD LEE McBAIN, “*THE LIVING CONSTITUTION*”, New York: WORKEDUCATION BUREAU PRESS.1927.
- ²² “Howard Lee McBain”, *Dictionary of American Biography*, New York: Charles Scribner's Sons, 1944. Biography in Context. Web. 23 Mar. 2016.
- ²³ Howard Lee McBain and Lindsay Rogers. “*New constitutions of Europe.*” Garden City, N.Y.: Doubleday, Page, 1922.
- ²⁴ 以下、楊肇嘉の経歴については、『台湾史学小辞典』（中国書店、2007 年）240 頁、周明

『楊肇嘉伝』(台湾省文獻委員会、2000年)の年表および早稲田大学台湾校友会 HP、<http://www.waseda.org.tw/tw/about/history.htm> (2013年1月6日アクセス)による。

²⁵ 周明同上書、年表参照。

²⁶ 「新民会概況(一)」(新民会 1928 中央研究院) LJK_03_04_0080185 日期:1928年6月10日。台湾中央研究院台湾史研究所図書室所蔵。

²⁷ 題名「新民会定期総会記録」日期 昭和4年11月24日 No:LJK_03_04_0100187。

²⁸ 浅見登郎『日本植民地統治論』(巖松堂書店 1928) p.81-82。

²⁹ 浅見同上書、p.70。

³⁰ ハワード・リー・マックベーン,リンゼー・ロジャース 共著;井出菊江 譯『歐洲新憲法論序説』(1926) p.156-157。

³¹ 浅見同上書、p.110。以下、浅見の意見は同頁による。

³² 浅見同上書、p.72-73。

³³ 浅見同上書、p.149-150。

³⁴ 楊肇嘉らが刊行した提案書、意見書類。現在までに確認できているもの。新民会『新民会文存 第1輯 台湾地方自治問題』(新民会 1928)、新民会『新民会文存 第2輯』(新民会 1929)、新民会『台湾阿片問題』(新民会 1930)、台湾地方自治聯盟『台湾地方自治制改革案』(台湾地方自治聯盟 1930)、台湾地方自治聯盟『台湾地方自治聯盟要覧』(台湾地方自治聯盟 1931)、台湾地方自治聯盟『公民叢書1 立憲政治小論』(台湾地方自治聯盟東京出版部 1931)、台湾地方自治聯盟『公民叢書2 日本政治現状概観』(台湾地方自治聯盟東京出版部 1932)、台湾地方自治聯盟『朝鮮地方制度視察報告書』(台湾地方自治聯盟 1934)。

³⁵ 『台湾地方自治制改革案』(台湾地方自治連盟 1930) p.1-2。